

(議案第37号)「二宮町下水道事業の設置等に関する条例」の関連法令の抜粋

第3条関係

(この法律の適用を受ける企業の範囲) 地方公営企業法第2条第3項(抜粋)

前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)又は広域連合(以下「広域連合」という。))にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(法の適用) 地方公営企業法施行令第1条第2項(抜粋)

地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。

(この法律の適用を受ける企業の範囲) 地方公営企業法第2条第2項(抜粋)

前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

第4条関係

(事業計画の策定) 下水道法第4条第1項(抜粋)

前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

第5条関係

(資産の取得、管理及び処分) 地方公営企業法第33条第2項(抜粋)

前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

(重要な資産の基準) 地方公営企業法施行令第26条の3(抜粋)

法第三十三条第二項に規定する政令で定める基準は、資産の取得又は処分の種類については、別表第二の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)の金額が同表の下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第二(第二十六条の三関係)

不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡

都道府県	七〇、〇〇〇千円
指定都市	四〇、〇〇〇千円
市(指定都市を除く。)	二〇、〇〇〇千円
町村	七、〇〇〇千円

第6条関係

(職員の賠償責任) 地方公営企業法第34条(抜粋)

地方自治法第二百四十三条の二の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは、「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

(職員の賠償責任) 地方自治法第243条の2の2第8項(抜粋)

第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

(職員の賠償責任) 地方自治法第243条の2の2第3項(抜粋)

普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

(職員の賠償責任) 地方自治法第243条の2の2第1項(抜粋)

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第232条の4第1項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第234条の2第1項の監督又は検査

第7条関係

(財務規定等が適用される場合の管理者の権限) 地方公営企業法第34条の2(抜粋)

第二条第二項又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。

○第8条関係

(地方自治法の適用除外) 地方公営企業法第40条第2項(抜粋)

地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。

(議決事件) 地方自治法第96条第1項第9号、12号、13号(抜粋)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

○第9条関係

(業務の状況の公表) 地方公営企業法第40条の2第1項(抜粋)

管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○「二宮町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」に係る補足説明をいたします。

今回の条例制定は、地方自治法に基づいた現行の官庁会計での特別会計から、地方公営企業法を適用し公営企業会計による事業とするため必要となるものです。

概要は、地方公営企業法の適用範囲、事業経営の趣旨、会計管理者への委任事項、条例に規定することで議決を要することが適用となる事項などを定めたものとなります。

条例第6条及び第8条では、地方公営企業法において、「条例で定める場合には議会の同意を得て」及び「条例で定めるものを除き、地方自治法の規定は適用しない」と規定されているので、現行の地方自治法と同様の規定となるよう位置付けています。

なお、今回配付します資料については、条例案に各条文に関連する地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方自治法などの関連法令の一部抜粋となります。